

4 各種研修の目的

(1) 相談支援従事者研修

① 相談支援従事者初任者研修

地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する者及びサービス管理責任者等として従事する者の資質の向上を図る。

② 相談支援従事者現任研修

地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

③ 相談支援従事者専門コース別研修

相談支援従事者に対して、地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な援助技術の習得や、困難事例に対する支援方法等について研修を行い、相談支援従事者の資質の向上及び中核的人材の育成を図るとともに、相談支援従事者等研修の質を向上させることを目的とする。

(2) サービス管理責任者等研修

① サービス管理責任者等研修

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。

② サービス管理責任者等スキルアップ研修

サービス管理責任者等として従事している者に対し、サービス提供や支援において必要となる専門的な知識や技術の習得のための研修を行い、サービス管理責任者等の更なる資質の向上を図るとともに、中核的人材の育成を図る。

(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修

① 事業者研修（法人代表、役員等）

障害福祉サービス事業運営に必要な各種施策や法制度、報酬請求等の

基本を理解し、組織として、適性な業務運営、質の高いサービスの提供を行うことを目的とする。

② 新任従事者研修（支援員等）

利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえ、効果的、継続的な障害福祉サービス等を提供するため、指定障害福祉サービス等に従事するために必要な基礎的な知識の習得を図る。

（４） 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の趣旨を理解するとともに、障がい者に対する不適切な対応（支援）を防止するための支援方法や、虐待の未然防止のための組織・運営体制等について理解を深めることで、障がい者への虐待防止と権利利益の擁護を図る。

（５） 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

実地指導の状況や報酬請求にかかる留意事項等、必要な情報等を周知することで、障害者総合支援法に基づく自立支援給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。

（６） 工賃向上計画支援研修

就労継続支援B型事業所等の職員に対し、工賃向上に必要な専門的な知識の習得や能力の向上に資する研修を実施し、就労継続支援B型事業所等の工賃水準の向上を図る。

（７） 就労継続支援A型事業所運営支援研修

就労継続支援A型事業所の管理者等に対し、事業所運営の事例紹介、障がいの特性に応じた対応や事業所の基準等の説明を行い、適切な運営を支援する。

（８） 同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に当該障がい者等に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助を行う者が、一般的な知識及び技術を習得するための養成を図る。

(9) 行動援護従業者養成研修

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得を図る。

(10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

① 基礎研修

強度行動障がい者を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。

② 実践研修

強度行動障がい者を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

(11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護及びたんの吸引等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

(12) 喀痰吸引等研修

居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、精神科病院とその地域の福祉等関係者との連携体制構築とこれらの従事者の資質向上を図る。

(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

県が実施する相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修においてグループファシリテータとしてグループの活性化を図ることができるリーダー等を養成する。